

Title	新田開発と惣村持田地：上総国市原郡菊間村
Sub Title	Reckamation of the field and the land belonged to village : Kikuma-mura, Ichihara-gun, Musashi-no-kuni
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.287(89)- 300(102)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0089
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註四) この詳細は意識的に省略した。

新田開發と惣村持田地

—上總國市原郡菊間村—

宇尾野 久

一 總論

上總國市原郡菊間村は千葉縣市原郡の東北隅、八幡町の東方約三十一町にあり、北境は村田川及び草刈丘陵を以つて千葉郡生實・濱野・推名の諸村に、北東より東部一帯は市東・濕津の兩村に、西南境は八幡及び市原村に隣接している。菊間村は菊間・草刈・古市場・大厩の四字よりなる。本村の生成については、房總叢書および千葉縣市原郡誌に詳細に述べられている(註一)が、天正十八年、徳川氏の所領に歸屬して後、同村四區中草刈區を除き、皆徳川氏の旗本の知行所となり、左の地頭六給で、各名主一名が置かれていた。

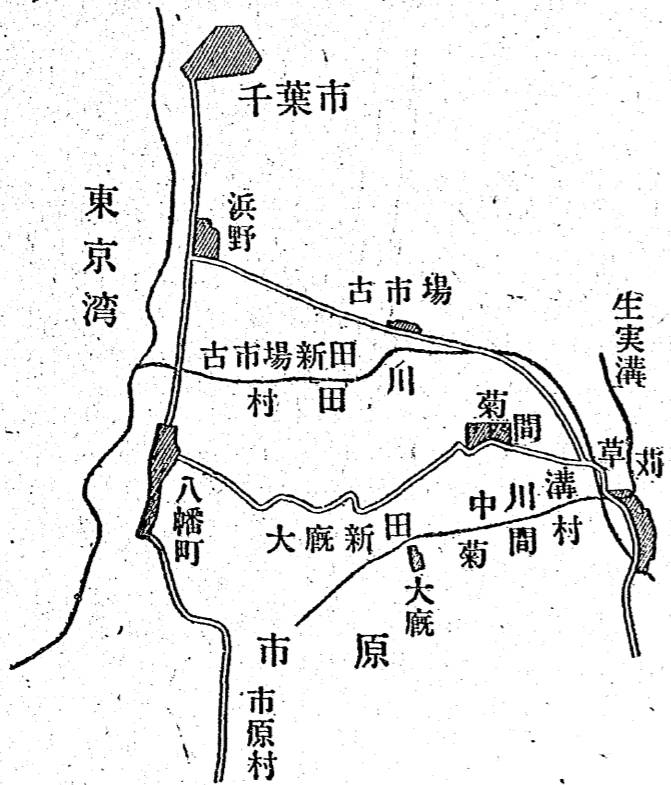
即ち天保二年並びに同十四年の「上總國市原郡之内郷村高帳」によれば舊菊間村の地頭は、

酒井兵庫助 高 四百廿四石六斗八升九合

永田兼太郎高 四百九石二斗二合八勺九才

佐々源左工門 高 百五十七石三斗七升一合五勺

新田開發と惣村持田地



筒井紀伊守 高 百五十石六斗八升七合二勺四才
 杉浦興一郎 高 百四十三石五斗五升
 富永啓太郎 高 九十九石一斗四升九合四才

である。右に除かれた草刈區は舊姉崎藩主水野壹岐守の所領で高三百七十五石三斗八升八合。大厩は元祿郷帳や天保郷帳には大馬屋に作り、地頭宮城源太郎の知行所で高四百十八石。古市場は地頭永井兼之助の知行所で高三百石であった。右四字を含む菊間村は明治元年七月に舊菊間藩主水野忠敬の所領に歸し、同二年六月忠敬菊間藩知事となり、同四年七月廢藩置縣後同六年六月に千葉縣に所屬した。

本村の地形上特筆すべきは、土地が丁字形をなし、北東千葉郡野田臺より西進する山脈が、市原村境より本村に亘り、村田川に沿って自然の城壁を爲し、所謂草刈臺地をなしている點である。更に本村・草刈(村)には、草刈堰があり、村田川を堰溜したもので周囲約三百、水量多くその最深部は二丈に及ぶ。水路は二派に分かれ、一を「生實溝」と言い、草刈區の北部を経て、千葉郡椎名村中西・落井・刈田子方面に流る。他は「中川溝」と呼ばれ、本堰より南曲し、大厩に進み、中川堰を通り、菊間臺下を迂曲して遠く市原下に流る。これらは菊間村及び八幡方面の耕野全體の用水となつた。

兩堰溝用水の水源となる草刈堰の普請は、上總國八幡村、菊間村、草刈村、古市場村、下總國北生實、村田村、濱野村の七箇村で交互に請負われた。

菊間村北方の用水を左右する「生實堰溝」に關しては、文化三寅年四月「堰土取場御取極ニ付差出置一札寫水下六ヶ村草刈村爲取替通印帳」によつて、知ることが出来るごとく、生實堰溝は、生實村外四ヶ村、菊間村、八幡村にとつて極めて重要であり、その設置には、各村とも多大の勞苦をなめていた。勿論この文書からは、堰溝設置についての事情を知りうるわけだが、むしろ見取場(不毛地開墾田畑)にかんする堰土取場の設定並びに満水の際や悪水を排水する際の箇所の指定にかかわるもので、年代も堰創設年代より遙か後年のものであり、生實溝、つまり右文書にいう下總溝に關する資料である。文書の主旨より察するに、八幡村との不融和のため下總國千葉郡生實村、古市場村、濱野村、上總國市原郡古市場村菊間村が談合の上、役人の見分を願ひ、八幡村をその主旨に沿つて承認に服せしめるといつたものであり、村落間の争論の一つの解決方法がここに示されている。

又「中川堰」に關する資料として天保三辰年正月「中」(破損)川堰普請、人足頼引請議定書面附帳があるが、これによると、菊間村と八幡村とが、堰普請に對し、共に自普請をなし、しかも、その費用の莫大なるところより、特に人足不足で惱み、金子の借用など、非常に苦心して、普請を實施したことを知りうる。

かくの如くこの堰普請には多額の金錢、人足賃その他の出費を要した。この堰用水が菊間、八幡兩村の死命を制していたこ

とより、兩村の折半によつて普請費用がまかなわれた程、その關係は圓滑且つ緊密であつたと思われる。

しかし乍ら、草刈村堰についての文化二丑年六月「草刈村堰出入濟口寫」は、草刈堰の普請が右の如く落着する迄に極めて多くの困難に逢着し、八幡村の善太郎に引請を依頼したが、同人身許手薄で、その上同村小前百姓がかねて不和のところ今般小前百姓とも和融したが、手薄の處は他の六ヶ村惣代彌兵衛と談合して費用を分擔し、

- 一、争論の堰場へ鐵入をしないこと。
- 一、堰請負に届出のないときは吟味すること。
- 一、堰の儀は二百年來仕來之通一同大切にすること。
- 一、請負人は以來七ヶ村で人撰し、それに對して異議を申立てぬこと。

等の條件で出入が落着いたことがのべられている。右の箇條中第三條の草刈堰の年數について市原郡誌は「抑も本堰は慶長年間、生實の人篠崎某氏及び茂呂の人鶴田五郎左門氏等連年の旱害を憂い……地元草刈の人々と熟議を遂げ、時の代官、高室金兵衛の許可を得て慶長十七年五月(一六一二年)より元和元年三月(一六一五年)まで實に二年十一月の長年月を費して始めて竣工せしものなりと言ふ。然るに其後大雨の爲堰堤破壊せしこと數次に及びたるを以て、水下各村より堰普請料として支米三百俵を據出し、各村交互に修繕工事を負擔する例なりしが、明治十三年以後水下各町村の懇望により該工事

は草刈區の擔任する所となり以つて今日に及べり」(同、八四五一六頁)とみえている。

この様な市原郡誌の記述を立證するものとして、上述の「草刈村堰出入濟口寫」第六葉には「來る寅年より己年迄四ヶ年季に相定堰代米壹ヶ年ニ(支米?)破損」三百俵明キ俵三千俵宛」とみえ明治七年「堰普請所御見分願」にも「普請料米四斗入三百俵空俵三千俵」とみえる。又明治十年三月十五日の「爲取換約定書」三帖中二帖とも「水下七ヶ村義草刈邸双方熟談之上來る拾三年より明治十七年迄滿五ヶ年之間草刈邸江堰普請悉皆請負方委任可仕……請負代米之儀ハ其節に至り双方示談の上取極め改て爲取換誓約書可仕……」という如く市原郡誌の「明治十三年以後……」の記述を裏書している。

以上の如く、草刈堰用水により緊密な關係をもつ八幡村と菊間村は、それ以外の關係によつても結ばれていた。この點不入斗村と姉ヶ崎町との關係に類似している。

この關係を示すものとして、嘉永七甲寅年正月「異國船渡來付諸家様方御通行に付大助郷村々より正人馬被仰付度願出外出府中諸事留」があり、助郷勤仕に關して、相互に結びあつていた。かくのごとく、八幡村は房總兩國(上總下總)の驛場に當り、街道から入りこんでいる。菊間村は丁度不入斗村が姉ヶ崎町に對してもつていたと同様の關係に立つていた。勿論右の文書の主旨は、幕末に於ける異國船の渡來のため、房總の國防上

の意義が増大し、交通頻繁となつたことから起る大助郷の紊亂を防止するための願出であり、寧ろそのことを物語る資料として扱われるべきである。

二 新田開發

貢租、助郷、村入用その他の封建的負擔を、もし一般的經濟條件とするとしても、土墾をもつて、年々草刈堰または中川・生實兩溝の修理のために、請負人がその修理費の全部又は一部を立替え、小前百姓に至るまで人足賃その他勞力を提供する堰堤作業は、菊間村その他の村々に大きな負擔であつた。延々明治年間に至るまでも、その請負に關し約定書がとり交された。

毎年三百俵(百廿石)の支米、「尙(註四)の如く天保年間では、八幡・菊間兩村で、中川堰のみで約四十二石、立替金(利息月割十五兩を一般利率一割五分として換算した元金)百兩にのぼると思われる」、現金立替を負擔することは村方の經濟の上著大な重荷となつたであらう。殊に、草刈堰が元和元年三月に竣工されたにもかかわらず、元和六年申六月廿六日(一六二〇年)の菊間村「關代河缺不作水濕之帳」では第一表の河缺と下田五町四反四畝拾二步(四拾一石六斗二升)の水濕不作地(不作米)を出している。このような經濟的負擔と惡條件のもとで行われた新田開發が、決して大規模なものであり得なかつたことは寛永八年未九月廿五日「新田檢地帳」の第二表が如實に之を

物語つてゐる。

(第一表)

組名	上田		中田		下田	
	反	畝歩	反	畝歩	反	畝歩
七郎左衛門組	合 2. 8. 0		合 1. 3. 0		合 2. 5. 0	
大兵衛組	合 2. 4. 3		合 0. 2. 5		合 3. 2. 21	
孫兵衛組	合 1. 9. 21		合 0. 7. 4		合 1. 6. 6	
七郎衛門組	合 0. 1. 21		合 0. 7. 8		合 1. 0. 0	
茂右衛門組	合 0. 0. 12		合 —		合 0. 5. 10	
次郎右衛門組	合 0. 0. 14		合 0. 0. 11		合 1. 6. 03	
與兵衛組	合 0. 2. 04		合 0. 3. 02		合 5. 0. 13	
總計	反 7. 6. 15	畝歩	反 3. 3. 0	畝歩	町反 1. 5. 5. 23	畝歩

(第二表)

新田面積	開發軒數
1 反	3軒
5 畝	2軒
4—3畝	20軒
2—1畝	40軒
29—20步	17軒
19—10步	31軒
9步以下	28軒

第二表の面積は一町五反七畝拾三歩で全部下田である。この外に左の開發が加わり、

- 下田四畝貳拾歩 午のおこし(開發)
- 下田二反四畝廿七ト 己のおこし(同)
- 下田一反四畝廿三歩 未のおこし(同)

(下田) 貳町壹畝廿三歩、となる。外に下畑が合計 壹町六畝廿八歩ある。

このような開發が小前百姓によつて行われたことは、開發軒數一四一軒のうち四畝以下のものが、一〇八軒(約七八%)をしめていたこと、更に小前下層が約その半數をしめていたこととは、廿九歩—九歩以下が七十六軒あることから推測され得る。従つて之等の新田が、必しも、村方の經濟にとつてプラスにならなかつたことは勿論、堰修理にもむしろマイナスの面が多かつたと思われ。何故なら、小前百姓にとつては耕作面積が過少なため自己の勞働力をその耕作地に全部消化しきれぬ場合、始めて新田開發の意義が發生するに、草刈堰並びに生實・中川兩溝堤の修理は、農業中でも之を行わねばならぬ程緊要のものであり、その相對的な餘剩勞働力も、この條件のもとでは新田耕作のために確保し得られなかつたと思われ。これは、したがつて、堰修理遂行にとつても、新田は作業の圓滑を妨げこそすれ、決して之を推進する要因たり得ない。

新田開發と惣村持田地

うことは、問題がこのように緊迫し具體化してくると、ここで始めて、その重要性を獲得するのである。新開田の總面積は約二町にすぎず、しかも殆んどが一反以下のもので、一畝に充たぬものがその半數を占め、さらにその全部が下田であるとするば、村方全體の經濟的見地からすると、寧ろ五町歩に亘る水濕地を水利灌溉設備の増強によつて改善した方が遙かに有利な管である。しかし乍ら、現實が要求するものは、より切實な利害關係であり、たとえ不利だとしてもなお、小前百姓が盲目的に自己の耕地面積を一步でも擴大するという結果になつてゐる。寛永貳拾壹年十一月廿四日「上總國市原郡菊間村新田檢地帳」によれば「田畑合壹町貳反六畝拾壹歩、此高六石八斗九升六合」と見え、その新田所有軒數は六十九軒に減少し、ここでも、新田の兼併の傾向があらわれるが、五口合せても一反歩に満たぬような新田の性格と、その全部が下田、下畑であることからして、その絕對面積が寛永八年(一六三一年)の田畑合計三町八畝から約三分の一に減少した事によつて示されるように、開墾田畑の自然放棄と並び、他人への移譲が行われたものと推定される。尤も、寛永八年の新田檢地帳での太夫二郎右衛門の如きは七口合せて下田二反八畝一三歩を所持しており、寛永廿一年の同帳にみえる次郎右衛門も一口で約貳反八畝廿六歩(分米二石二斗二升一合)の田地をもつてゐること、同八年にみられる四郎右衛門は下田(六口)四畝十七歩であるが、同廿一年には田合三畝廿歩(分米貳斗五升七合)である等、ほぼ

不變又は若干の減少を示すにすぎぬ場合もみられるので、一般的に断定することは出来ぬが、所有者の名がほとんど變つているので、その系統はたどりにくい。

菊間村の村高についての變遷は次節の註六で示しておくが、かかる知行地の中で、菊間村が堰溝地のために提供した地積は僅少であり、また知行地、知行高に對して新田の占める意義も僅少なものであつた。田畑合約一町約一町三反、此高約七石を前掲の約三百九拾四石の知行高、田畑合約四拾町の知行面積に較べれば、數字の示す錯誤を考慮しても、尙明白であり、且つ新田が小前百姓に對して、又は中堅層に對してもつ意義が僅少であつたことを考慮すればなお一層具體化するであらう。

(註) 尙以上に取上げた新田開發と次節に扱う入會地に關しては同じく上總國市原郡妙香村における「入會地と新田開發」に言及された野村兼太郎博士の示唆にとむ論考が擧げられる。(隨筆文化建設所收) ただ吾々の扱つた資料では必しも兩者の關連が明瞭にたたられては居ない。

三 惣村持田地

新田開發が必しも各農家別に行われなかつたことを示すものとして、又は新田開發が封建的領有關係解體に際してつた特殊な形態として、「起返地一筆限取調帳」(第三十四區一畫、市原郡、菊間村)がみられる。尤も、入會地が惣村持田地として開られた場合、假令所有權が惣村持であつても、その各持

分が各個の農家に歸屬することは常識なので、惣村持田即共同開墾と連斷することは危険であるが、明治の變革期に當つて、入會地に隱田若しくは荒田が起返され、之が地券交附の對象となつたことが同帖の後書に記されている。それによると、「右者別冊ヲ以奉願様無願ニ而酒井なと仕貢租納仕來候地所之内ニ有之道々丹誠ヲ以前書之反別起返罷在り間今般地券御渡ニ付一筆限併即今適當之地代金取調處書面之通相違無御座以以上」のべられている。

同帖には年代の記述を缺くが、地主への地券交附は明治六年(一八七三年)地租改正條例に依つて實施されたので、同年若しくは若干年後に當るものと考えられる。さらに同帖冒頭には「一、田反別六反貳畝拾六步 菊間村字北戸 此地代金六拾四兩貳朱 並辨才天兩酒 井之内起返之 分」

とみえている。ところで、この辨才天は菊間區の南方字北斗に接した地域に當る。この辨才天の名はおそらく北斗溜池附辨才天池からとられたものである。北戸はあて字で漏斗の斗から轉じたものである。

「起返地取調帳」にみえる起返地が、水田として開發され得たのは恐らくこのような水利に恵まれていたからであらう。次に、この一筆限りの地積と金額が字北戸につき廿三筆、辨才天につき十七筆

字北戸

一 田九步 惣村持
此地代金二分朱

字辨才天

一 田拾五步 惣村持
此地代金一兩一分二朱

字辨才天

一 田貳畝步 惣村持
此地代金貳兩三分一朱

の如くに記載されているが、何れも零細なものである。

しかし乍ら、近代的所有權は右の村惣有田地を全く分裂せしめ、惣村持の隠れ裏からおい出すという感をいだかしめる。年代の明記を缺くが「共有地分裂地引帳」(菊間村、小出修平外百八拾名)によれば、辨才天並びに北斗區には、辨財天に廿四號、同字辨財天番外に三番、字下北斗に拾五號、計四三號の土地、計三町九反三畝廿步が私有地に轉化したことを明示している。勿論、惣村持の起返地が當然この内部に含まれていたとしても、「六反二畝拾六步」の田地が「起返地一筆限取調帳」の願人の一人小出修平(戸長)の用いた法律的手段によつて、急速にその起返の擴張が行われたとは考えられない。おそらく、小出修平の氏名が見出される以上、極めて兩文書の年代は接近してゐると考えられるので、ますます、惣村持の「六反二畝拾

六步」と、共有地分裂地引の「三町九反三畝廿步」の差が顯著に考えられるわけである。地券下附に成功した戸長小出修平が、外百八拾名の村人の名において惣村持地の分割を強行したとも考えられるのは、同人の辨才天番外貳番地について

- 「荒地三畝拾五步 小出修平
- 九坪 外百八十八人
- 廿四坪四合
- 六坪四合
- 三坪六合
- 九坪八合
- 八坪八合
- 八坪九合六勺
- 拾坪三合七勺五才
- 拾二坪四合五勺
- 三坪六合
- 七坪壹合五才
- 四坪貳合二勺五才
- 合百五坪七合六勺

と記されていることから見ても、百八十名の百姓が僅か三畝十五歩の地によつて潤うとは到底考えられず、又戸長がいかに名望の人であつても、右の村民達が、之に直接經濟的利害關係をもち得たとは思われなからである。共有地の分割地は何れも荒田であり、各人の所有田が八畝、九畝、二反というように惣村

持の田地の地積とは比較にならぬ程の廣さをしめしている。尤も、分割地の一筆毎の地積は當然零細なものであり、惣村持の一筆の地と大差ないが、何れにしてもその面積の擴大は急速であつた。

ところで、「菊間郷、惣村持舊反別簿」によれば、

八十七番

字南耕地

持主

「一 田壹反貳畝歩 四枚

小出修平

百廿六番

外百十人

字蛇崎八石

「一 田貳反壹畝十一歩

券證 (貼紙抹殺)

と右「惣村持改正反別簿」の冒頭に、三度小出修平の名がその村民拾名とともに現われてくる。前掲「共有地分裂地引帳」の番地は「三千六百拾一番ノ(字辨才天) 番外貳番」であつたが、字名が異り、番地も異り、且つ兩帳簿の所有者名が小出修平以外は全然合致せず、「改正反別簿」で明記された所有者は、前記小出修平の外「天羽小源左、長谷豊吉、戒誓寺地、尻」というように記され、持主不明二名が記されている。したがつて、兩帳簿の番地及び所有者からその内容が一變した感をうけとるのであるが、しかし「改正反別簿」で記載された證券面反別の合計三町一反九畝十九歩三厘八毛は「共有地分裂地引帳」の三

町九反三畝廿歩には合致している。(以下「共有地分裂地引帳」をA帳「惣村持舊反別簿」をB簿と名付ける。) A帳では冒頭に夫々字辨才天番内、番外、下北斗、字西先下と記されるのみで、一筆毎の字名なく第何號をもつて記されているのみで、一々字名が記載されていないのに、B簿では克明に字名が記され、辨才天、下北斗、西、先下の字名の外に前記南耕地、蛇崎八石、東久保、子母田、向原の字名が追加されている。そして、六二口の反別口數中追加字名のは、廿八口を占めているので、右のいわゆる番外の地が新たに明記されたとも考えられる。更に、A帳では全部(内一口荒地、一口荒地抹殺荒田)であるが、B簿では「田、荒地、芝地、宅地跡」と明記してある。B簿第八葉には「明治壬申ノ年ヨリ起返シ願置居分」とみえるので、少くとも地券發布の前年(明治五年)以降のものとは推定され、又明治八年に當地で地租改正が行われたとすれば、その以後の帳簿と考へらるが、之以外年代の明記を缺く。以上のことから、A帳記載外のものがB簿にあらわれたとしても、證券面記載地積はむしろB簿が減少しているので、荒地放棄が起りこそすれ、その追加は僅少なものと云わねばなるまい。A帳が小出修平外百八拾名の共有地分裂地引の要求によつて作成された時、その持主としての氏名の記載は便宜的なものにすぎず、小出修平外百八拾名は荒地三畝拾六歩の持主としてしかもあらわれぬが、B簿では、持主と明記されたものは小出修平外百八拾名であり、地は「天羽小源太地、尻、長谷川源七地

尻」の如く「……地尻」としてしか記されていない。

以上のことから推定され得ることは、共有地が地租改正に際してその所有關係を明確にすることを迫られ、一應所有者名を届け出でて地券の交付を受けたが、當然地價の百分の二の租税を拂わねばならぬので、辛じて採算のとれる以外の地は荒地又は芝地とし、各擔稅責任者の氏名をその都度届け出でたものと考へられる。したがつて、B簿のいわゆる「外百八拾人」の氏名は、小出修平によつて代表せしめられたものであろう。したがつて、B簿記載の各氏名は小出修平を加えて必しも百八拾名に達する必要はなかつたと思われる。したがつて、またB簿記載の「一、田壹反貳畝歩、一、田貳反一畝歩」は、法的には小出外百八拾名の所有となつて居るが、何もこの地積に限定されることはなく、百八拾名は、惣村持地の受益者全員に關する數字であつたと思われ。しかし乍ら、地租負擔者は明らかにされねばならぬので、その面での他、地租負擔者と並んで小出修平外百八拾名が、夫々の地積の擔稅者と同じ資格で、右二口合三反三畝十一歩の持主として記載されたのであろう。B簿の證券面記載の反別には改正反別がすべて並記されて居り、卷末に「合計 反別三町壹反九畝十八歩三厘 改反別八町貳反六畝 二歩」
と記されていることから、明らかなごとく、大部分の改正反別は増加し修正されている。しかし乍ら、小出修平外百八拾名の前記反別は、證券面反別の記載もなく、従つて改正反別の記載

新田開發と惣村持田地

九七 (二九五)

もない。A帳における同人等の所有地「荒地三畝拾五歩」がB簿記載の同人等の所有地「田三反三畝十一歩」と同一場所におけるものと想定すれば、改正をまつまでもなく、すでに改正済みのものであり、また同一場所におけるものでない場合には、地租引受人のない土地を同人等名義で所持するか、又は最優秀地を所持したのであろう。しかし乍ら、持主不明の地が二箇所存在することは、やはり、たとえそれが二口合田十七歩、改正反別二口合三十三歩の僅少な地積であるにしても、惣村持から轉換する過程での、さげがたい粗瀾であつたと思われ。

菊間村における起「返地一筆限取調帳」「共有地分裂地引帳」「惣村持舊反別簿」を通じてあらわれた戸長小出修平が地租改正をいかにのりこえたかが、又地租改正期における惣村持地の特殊な轉換の形態がこの三帖の中で語られている。

(一九五三年七月二八日稿)

(註一) 菊間村の生成について

「菊麻(久久萬) 按諸本菊誤作葉。今據高山寺本及舊事本紀正。肥後の菊池郡又訓久久知例也。仲哀二年紀來、熊田造大酒主。古事記景段、玖玖麻毛理比賣。並居山城栗隈郷。菊麻蓋栗隈之義。舊事本紀、成務帝時、以无邪志國造兄多毛比命、子大鹿國直爲菊麻國造。大鹿豈取秩父郡巨香郷名耶。按高橋氏又二先是景行帝之在安房浮島行宮无邪志國造祖大多毛比知知夫國造祖天上腹等語行在奉仕。至是錄其功與族人一以任國造者、大化改新降

爲「郷隸」本郡。房總志料、葉麻方廢、菊間村存。文祿、水帳作「菊麻郷」按「圖」菊間・大厩・中西・草刈・古市場・八幡・御所・金杉・西谷・君塚、及ヒ下總千葉郡村田・富岡・刈田子・落井・茂呂諸邑。蓋其域也。菊間臺見「房總治亂記」。維新初、轉封沼津侯水野忠敏、于此賜名曰「菊間藩」(房總叢書、第七卷、一〇六一七頁)「千葉縣市原郡誌」(八五〇一頁)

(註二) 明治七年五月「堰昨請御見分願」に依れば右七ヶ村は「上總國市原郡八幡宿、菊間村、古市場村、下總國千葉郡北生實村、濱野村、村田村、古市場村合七ヶ村」となつてゐる。

(註三) 「差上申一札之事」

下總國生實村外四ヶ村上總國菊間村八幡村御用水之儀者從前ヨリ當御領分同國草刈村於地内堰場双方無差支分水仕來、右堰井筋近所ニ田畑見取場有之堰普請之砌者右場所ニ而土ヲ取相仕立御年貢盛引方等ノ儀者草刈村ヨリ奉願御用捨請來、堰場普請ノ儀者先年ヨリ多分同村ニ請負人有之當時右村名主善太郎請負中ニテ堰井筋普請等差支無御座候處品ニ寄以來水下水村々ニテ自普請等仕候節是迄ノ姿ニテ者滿水ニテ堰場危急ノ節勝手次第何方ニテモ切落或者土取場ノ儀當御領主様御收納地ニ御座候間私共方ニテ自由ヶ間敷堀荒候儀者恐入候儀ニ付兼テ危急ノ手當自普請差支無之爲惡

水吐場並土取場境御定被下置後年迄安心仕堰相續仕度水吐村々相談之上六ヶ村爲墨代ト生實村篠崎彌兵衛儀去ル子十一月中當御領主様へ奉願候處御取調之上堰土取惡水切落シ方共勝手次第可仕旨被仰渡村々一同安心仕依之丑十二月中御役人中様被成御越私共並ニ草刈村役人一同罷出私共兼テ見込之土取場境惡水吐場手當ノ場所御案内仕則御分見御繪圖面へ境墨引御記シ被下置儀亦右堰場ノ儀前々ヨリ模樣次第ニ變下總藩上總藩、共後年井筋掘替之手當トシテ御本田中掘代目當ノ場所モ奉願候所御開濟之上御繪圖面へ墨引御記被下置勿論右井筋勝手次第掘替等仕候筋ニ者無御座其節ニ至別段申立御差圖請取斗候積、且上總井筋潤井戸橋ヨリ前後御本田添段々欠崩レ土取場無御座候間是亦土取場手當として申三四間通土取場ニ奉願候所御繪圖へ御記被下置草刈村地内ニ於者用水不順ノ筋モ御座候半々不差支様可被仰付旨被仰渡其上水下水村々自普請タリ共出人足者二月中ト儀定者有之候得共其年之時候ニヨリ三月ニ入候トモ出人足不差支様可仕旨草刈村ニテ申立候間猶更堰普請者不申及惡水吐場井筋掘替ノ備へ迄差支無御座永久堰相續ノ基ヒ水下水村々一同安心仕難有仕合奉存候然ル上ハ右見取場内今般土取場境御定被下置候場所ノ外堰上左右低場ノ分除之其除者堰要用ノ場所ニ無御座候間當御領主様ニ於テ以來如何様御取斗御座候トモ水下水村々ニ於テ聊故障之筋無御座候。

右之通一同相違不申上候御繪圖面境筋へは場所ニ於テ定

抗御打渡可被下旨被仰渡承知仕候、將又八幡村ノ儀私共村方ト和融不仕去丑十二月御見分ノ砌欠席仕候得共菊間村者八幡村一同之井筋進退仕堰井筋相續ノ儀專要ニ奉存御見分ノ節前條ノ始末一同奉願御開濟ノ上普請並御用水引取方ノ差支無御座永々安心ノ筋ト奉存候上者八幡村ニ於テモ申分ハ有之間敷以來見取場ノ儀ニ付當御領主様御取斗方ニ付八幡村ニテ萬一故障申立候共前條ノ趣ニテ堰相續差支之上者私共村方ニテ引請片付奉掛御苦勞候儀決テ仕間敷候爲後證連印一札差上申處依而如件。

森川兵部少輔領分
下總國千葉郡生實村、濱ノ村、村田村、古市場村、菊間村(各名主)
割元 篠崎彌兵衛

有馬備後守
御役人中様

(註四) 「頼一札之事」
一、菊間八幡兩村用水中川堰普請之儀私共請負仕度段御役所方江相願候處開濟ニ相成
今般私共へ引請被仰渡。右ニ付普請人足之儀ハ賃錢壹人前一日銀貳兩つゝ相究請負申各方頼入候。早速御承引被下千萬恭奉存。毎年二月中より用水引渡可申議定ニ付其以前早々普請取懸リ可申。是亦萬一洪水之節破壊所等出來以て大切の用水ニ付不厭晝夜尤農業最中ニ有之以外共聊無違

新田開發と惣村持田地

亂早々欠付普請成いたし様仕度存。此段御承知被下依て篤と得其旨御承知に御座以て左に請書印形御差出可被下以爲後日頼一札仍而如件。

天保三年 田中前 四郎左衛門
辰 堀請負人
正月 口下請 與惣右衛門
左之

御名前宛中
前書之通菊間村八幡村兩村用水中川堰普請之儀今般各方江被仰渡由右ニ付普請人足之儀
右書面を以私共江被頼入以旨逐一承知仕以然上は早急は不及申萬一洪水ニ而破壊所等出來以節節は晝夜は勿論假令農業最中たり共大切の用水に付差つかえに不相成様急度相働可申以爲後日請書印形差出申處仍て如件。
天保三年壬辰年

與次右衛門印
元右衛門
重藏
(以下略)

惣立替金利息月割十五兩壹分之割合ニ相定置申候

此度中川堰用水引請仕候處普請金相割合ニ而出シ可申候
處皆々金子才覺ニ差詰リ候何卒兩人ニ而金子出來いたし普
請仕様ニ相頼申入私割合金三分ニ人足賃錢者依代共ニ前
酉迄請取中間敷外堰代米引取以節相立替金不殘差引勘定仕
以而代米殘以得者相面割いたし可被下以若シ又殘金ニ定成
兩人共難儀仕はば其節割合ニ而差出し可申以。爲後日連相
仕以。仍而如件。
天保三辰正月

林右衛門(外四名)

一、米七俵堰米田給

三人分

一、米三俵下請人分

與惣右衛門

同下請人

利左衛門

一、米六俵請負人分

四郎左エ門

年々菊間村八幡村兩村年預錢儀者半分之割合ニ可仕以

堰代米兩村分

四斗八九拾俵

明儀七百五拾俵

(註五) 「乍恐以書付奉願上以

可取分」

上總國市原郡八幡村并同村定助郷五ヶ村惣代兼右八幡村
名主徳右衛門奉申上以當村之儀者房總兩國驛場ニ而大御通
行之節者定助郷五ヶ村之外同郡本村藤井村山田橋村根田
村能滿村山木村荻作村葉地村勝間村加茂村惣社村右拾壹ヶ
村大助郷と昌ひ都留大御通行之節者右拾壹ヶ村江人馬觸當
既ニ去丑年肥後守様御通行之節も

御印狀頂戴右村々より可相勤分八幡村并定助郷五ヶ村ニ而
人馬履上ヶを以相勤以後割合賃銀受取無差支御用相難來以
處此度異國船渡來ニ付御通行多逆茂八幡村并定助郷五ヶ村
ニ而者相勤兼以間是迄之通大助郷拾壹ヶ村江

御印狀奉願上度存以得共急場之儀ニ而日々差支 御印狀
頂戴願仕以ニ者日合茂相掛リ殊ニ右拾壹ヶ村之者共平日之
御通行に事寄正人馬不差出者眼前之儀左以而者差當勤續邊
實ニ御差支ニ相成奉恐入難溢至極仕以間異國船渡來中者御
出被成下大助郷拾壹ヶ村之者共正人馬差支ニ不相成様御繼
立方仕度奉致以間以 御慈悲急速御出役之上御差圖被成
下置以様奉願上」

(註六)

明治貳年(一六五六年)上總國市原郡菊間村「田畑屋敷
改之帳」(七郎右衛門在判、惣百姓)によると
「一、本高合三百六拾四石貳斗貳升九合三勺

一、振り高合 三拾 石貳斗三升六合三勺

二口高合三百九拾四石四斗七升四勺

右之外

高五石五斗貳升九合六勺 他領より可渡高内 高貳石九斗

七升者田中前分但百姓二人分下畑九反一畝拾貳步是ハ田中

前之反目ニテ御座以

惣高合四百石

一、下田八畝廿四步

上田貳町九反壹畝廿四步

内貳反八畝四步ハ堰溝堤ニなる

殘而貳町六反三セ廿步

中田六町七反一畝八步

内一反五セ一步ハ右同斷

殘而六町五反六畝七步

下田合貳拾四町七畝拾步

内壹町六反七セ七步ハ堰地ニ被入永不作

殘而廿三町三歩

畑合一町九反八畝二歩

中畑合三町(五反)一畝十九歩

同十一歩ハ 堰地ニ此分

殘而三町五反一畝八歩

下畑合拾二町八反一畝十三歩

内一反八セ廿二歩 堰地永不作ニ成ル

新田開發と惣村持田地

殘而拾貳町六反二畝廿一步

屋敷合八反貳拾四步

三口田合三拾貳町貳步

三口畑合 拾八町一反二セ三歩」となつてゐる。この村高

は天保二卯年(一八三二年)十二月「上總國市原郡 下總

國豐田郡之内郷村高帳」(長田幾之助)では

「高 四百九石三升

内 四百 石

九石三升

「込高」とみえ、外に前掲の酒

井兵庫助、筒井伊賀守、杉浦與一郎、佐々源左エ門、富永

啓太郎の知行があり、又酒井兵庫助知行所内に「御朱印地

八幡社領、高貳拾石」がある。之は天保八年(一八三七

年)の「上總國市原郡之内郷村高帳」(長田幾之助)でも

「一高 四百九石三升

九石三升込

四百石但シ 三百六拾四石二斗二升九合一勺 本高

三石二斗三升一合三勺 振高

五石五斗二升九合六勺 振高

ノ小物成無御座以

永納無御座以

右「上納仕箇」とみえ、又同帳記載の天保九年 十一

年、十二年の田畑定免納辻は三百五十表（但し四斗入延口共）と記されている。弘化五年（一八四八年）並びに安政七年（一八六〇年）の宗門人別帳には菊間（本）村が長（永）田兼太郎の知行所なることが明記されているので、郷村高帳記載の四百九石三升は長田兼太郎の知行分なることが確認される。

（註七）

「市原郡誌」はこのことについて、

「この溜池は元和元年（一六一五年）中に本田が旱魃して連年收穫の減少するのを案じて之に灌漑するために、特に本田であつた土地を潰して溜池とし、この地石高三十二石五斗四升七合七勺を給水を受ける本田合反別十町一反八畝十一歩四毛の土地に振高と稱して、高石に對し玄米八升三合の比率をもつて負擔させたが明治八年地租改正の際間違えて官有地に編入され、同十五年に菊間區有の溜池になつた。」（同書、八四五頁）とのべている。

利根川筋河岸場紛争

——本庄宿外港としての一木木河岸

および山玉堂河岸——

島崎 隆 夫

「關東農村の史的研究」(第二集)において、われわれは、武藏國兒玉郡傍示堂村（現在埼玉縣兒玉郡藤田村傍示堂）、名主内野家の經營を中心として、徳川封建末期における一地主の形成の問題を、考察して來た。^(註一)傍示堂村は、中山道本庄宿の隣村であり、中山道人馬繼立、宿繼立の業務が本村にとつて宿場繁榮の根因ともなつたが、同時に、その負擔の過重は、本村及びその周邊農村荒廢の原因ともなり、ひいては、農村勞働力徴發の基底の上に形成されていたところの封建社會における交通運輸構造に多大の支障を惹起し、遂には、交通運輸構造の根本的變轉を必須ならしめた諸事情の進展を促進しつつあつた。^(註二)自身は地主として、酒造業を經營し、一方、宿驛業務を掌握し、他方、名主として村落支配の位置にあつた内野家は、かかる幕末における時代的推移を背景として、土地集中を一層擴大して行つたのである。^(註三)特に、われわれが助郷制度による農村窮乏の事實を

利根川筋河岸場紛争

考察せる際、傍示堂の隣村「牧西村」および「仁手村」の兩村が、一方傍示堂村の助郷村として、他方本庄宿の助郷村として、所謂「助郷重役」を負擔せしめられることによつて、その苦惱は極度に達し、遂に助郷重役廢止のための訴訟を起すに及んだ事件に着目し、^(註四)牧西村の舊本陣で、今日現在の小川家文書の探訪を試みた。未だ、當初考えた事件に關する史料を全く發見し得なかつたが、これとは別に、小川家文書中より、助郷による陸運と相まち、關東、特に利根川流域地方にとつて、封建交通構造の上に極めて重要な地位にあつた利根川水運、就中本庄宿の外港としての「一木木河岸」および「山玉堂河岸」紛争に關する史料を若干見出し得た。^(註五)今これを中心とし、以下において、本庄宿に對する利根川「水運」の一端を考察しよう。

（註一） 拙稿「武藏國兒玉郡傍示堂村——名主内野家の經營を中心として——」三田學會雜誌第四六卷第二號所收

（註二） 同二八頁

（註三） 同四〇頁以下

（註四） 同三五頁註一五參照

（註五） 武藏國榛澤郡牧西村（現在埼玉縣兒玉郡藤田村字牧西）在住の小川家は、徳川時代に於て名主、本陣等を勤めたる有力なる舊家であつた。牧西村は本庄宿助郷村制度において非常に重要な村であつて、本村には本庄宿の「助郷會所」がおかれていた。小川家が助郷會所に、助郷總代として勤務していた關係より、同家に毎年正月二十八日、會合